

平成 28 年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

平成 29 年 7 月 中部地方整備局

# 平成 28 年度中部地方整備局コンプライアンス報告書

## 目 次

はじめに	…	3
1. 平成 28 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	…	4
2. 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持	…	4
A. 取組の実施状況	…	4
(1) コンプライアンスミーティングの実施	…	4
(2) 研修における講義の実施	…	4
(3) 発注者綱紀保持に関する講習会の実施	…	5
(4) 公務員倫理保持に関する講習会の実施	…	7
(5) e-ラーニングの実施	…	7
(6) ブロック会議等での講習の実施	…	7
(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供	…	8
(8) パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示	…	8
(9) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーションの充実	…	8
B. 検証（評価）	…	9
3. 事業者等との適切な対応	…	9
A. 取組の実施状況	…	9
(1) 事業者等との応接ルールの周知・徹底	…	9
(2) 副所長室の相部屋化等	…	10
B. 検証（評価）	…	10
4. 不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理の徹底	…	11
A. 取組の実施状況	…	11
(1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保	…	11
(2) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し	…	11
(3) 技術提案書等におけるマスキングの徹底	…	11
(4) 情報管理の徹底	…	12
B. 検証（評価）	…	12
5. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証	…	13
A. 取組の実施状況	…	13
(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等	…	13
(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化	…	13
(3) 意識調査の実施	…	13

B. 検証（評価）	… 14
6. 報告制度の周知・徹底	… 14
A. 取組の実施状況	… 14
(1) 不当な働きかけに対する報告の徹底	… 14
(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底	… 14
B. 検証（評価）	… 15
7. 再発防止対策の周知	… 15
A. 取組の実施状況	… 15
B. 検証（評価）	… 16
8. 監査機能の充実	… 16
A. 取組の実施状況	… 16
B. 検証（評価）	… 16
9. コンプライアンス推進体制	… 17
A. 取組の実施状況	… 17
B. 検証（評価）	… 19
まとめ	… 19

はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から 3 回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。


国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、その実態解明と再発防止対策の検討を行うため、省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成 25 年 3 月 14 日付けの調査報告書で「再発防止対策」を取りまとめた。


中部地方整備局ではこの再発防止対策を踏まえ、毎年度「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきた。

コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、平成 28 年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

併せて、中部地方整備局で発生した不正事案への対応として、緊急的に実施した取組についても、本報告書において報告するものとする。

\* 本報告書中、

二重線囲みの部分  は、平成 28 年度コンプライアンス推進計画

点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価とアドバイザー委員会による評価である。

## 1. 平成 28 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

平成 28 年度の中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成 28 年 3 月 7 日に開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会に、平成 27 年度の推進計画実施状況報告と併せて提示し、同委員から意見等を伺い、平成 28 年 3 月 22 日に開催した中部地方整備局コンプライアンス推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページで公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に周知を行った。

## 2. 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持

### A. 取組の実施状況

#### (1) コンプライアンスミーティングの実施

コンプライアンスミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことにより、コンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図るうえで優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法についてより理解が深まるよう工夫して実施する。

コンプライアンスミーティングについては、7月から8月の間に各所属において1回実施した。適正業務管理官から統一テーマを階層別に付与するとともに、より活発な意見交換ができるよう管理職員層（テーマ：発注事務に関する事業者からの不当な働きかけ）と管理職層以外（テーマ：発注事務に関する秘密情報の管理）に分けてミーティングを実施する等の工夫を行った。不正事案の発生後においては、当面の取り組みとして12月に緊急所属会議を開き、綱紀粛正・コンプライアンス保持を徹底するとともに、職員相互間でルールの再認識及び再発防止策に関する意見交換を実施し、職員のコンプライアンス意識の浸透を図った。

#### (2) 研修における講義の実施

中部地方整備局で実施する計画研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク等についての講義を実施する。実施にあたっては、受講者の職域階層に合わせ、DVD視聴、グループ討議を活用し、効果の高いものとする。

中部地方整備局で計画された研修のうち、10コースで、コンプライアンスに関する講義を実施した。

平成 28 年度 コンプライアンス研修実績表

No.	研修名	講義内容及び研修対象者	受講者数
1	初任職員	公務員倫理 新規採用職員	79名
2	初任事務	発注者綱紀保持 新規採用の事務系職員	30名
3	初任技術Ⅱ	発注者綱紀保持 新規採用の技術系職員	50名
4	新任係長（事務）	公務員倫理 事務系新任係長	10名

5	新任係長（技術）	公務員倫理 技術系新任係長	27名
6	入札契約制度	発注者綱紀保持 契約事務の担当者	13名
7	用地事務（初級）	公務員倫理 用地事務を担当する事務系職員	13名
8	用地事務（上級）	公務員倫理 用地事務を担当する事務系職員	14名
9	土地収用	公務員倫理 事業認定事務を担当する職員	12名
10	新任管理職講座	発注者綱紀保持 事務所課長、出張所長	114名
		参加者 合計	362名

### （3）発注者綱紀保持に関する講習会の実施

発注者綱紀保持について、適正業務管理官等による事務所単位での講習を実施する。実施にあたっては、DVD視聴、グループ討議を活用し、効果の高いものとする。また、公正取引委員会による、「官製談合の防止について」講習会を引き続き事務所単位で開催し、幅広い知識の習得を図る。

適正業務管理官等による発注者綱紀保持に関する出前講習を6事務所（124名）で実施した。実施にあたっては、民間を含めた最近の不祥事事例の紹介や事業者等との応接方法の周知・徹底、情報管理を扱ったDVDの視聴等により意識の浸透を図った。併せて、不正事案の発生後においては、当面の取り組みとして11月に本局・三重河川国道事務所（17名）の工事発注や契約業務を担当する管理職員等を対象にコンプライアンス講習会を実施した。1月から2月の間には、各県ブロック毎（389名）に発注事務を担当する管理職員等を対象にコンプライアンス講習会を実施した。

#### 平成28年度 適正業務管理官等による講習会実績表

No.	開催日	事務所名	参加者数
1	H28. 6. 15	愛知国道事務所（出前講習）	29名
2	H28. 7. 13	紀勢国道事務所・蓮ダム管理所（出前講習）	30名
3	H28. 9. 16	静岡営繕事務所（出前講習）	8名
4	H28. 9. 28	天竜川上流河川事務所（出前講習）	24名
5	H28. 11. 11	本局	4名
6	H28. 11. 14	三重河川国道事務所	13名
7	H29. 1. 27	名古屋港湾事務所（出前講習）	33名
8	H29. 1. 30	岐阜ブロック	66名
9	H29. 2. 2	静岡ブロック	74名
10	H29. 2. 6	長野ブロック	44名
11	H29. 2. 7	本局・愛知ブロック	155名
12	H29. 2. 8	三重ブロック	50名
		参加者合計	530名

人事計画官等による公務員倫理に関する出前講習を12事務所(229名)で実施した。

平成28年度 人事計画官等による講習会実績表

No.	開催日	事務所名	参加者数
1	H28. 9. 28	豊橋河川事務所	24名
2	H28. 10. 11	越美山系砂防事務所	15名
3	H28. 10. 13	三峰川総合開発工事事務所	9名
4	H28. 10. 18	名四国道事務所	34名
5	H28. 10. 19	設楽ダム工事事務所	26名
6	H28. 10. 26	静岡国道事務所	25名
7	H28. 11. 24	北勢国道事務所	29名
8	H28. 11. 28	新丸山ダム工事事務所、丸山ダム管理所(共同開催)	20名
9	H28. 12. 16	名古屋港湾空港技術調査事務所	6名
10	H28. 12. 19	四日市港湾事務所	21名
11	H29. 2. 7	沼津河川国道事務所	20名
参加者 合計			229名

各事務所に公正取引委員会中部事務局から講師を招き、「官製談合の防止について」の講習会を12事務所で開催し、どのような行為が入札談合等関与行為にあたるのか、過去に発生した官製談合の概要、入札談合に関与した場合にどのようなペナルティが科せられるのか等について、専門的な立場から講義を行っていただき、363名が受講した。

平成28年度 公正取引委員会による講習会実績表

No.	開催日	事務所名	参加者数
1	H28. 6. 17	富士砂防事務所	13名
2	H28. 8. 23	中部技術事務所	21名
3	H28. 8. 24	飯田国道事務所	33名
4	H28. 9. 12	清水港湾事務所	14名
5	H28. 9. 14	高山国道事務所	30名
6	H28. 9. 16	多治見砂防国道事務所	36名
7	H28. 10. 11	天竜川ダム統合管理事務所	14名
8	H28. 10. 20	静岡河川事務所、長島ダム管理所(共同開催)	46名
9	H28. 10. 26	矢作ダム管理所	9名
10	H28. 12. 13	三重河川国道事務所	87名
11	H29. 1. 24	名古屋国道事務所	46名
12	H29. 1. 30	三河港湾事務所	14名
参加者 合計			363名

#### (4) 公務員倫理保持に関する講習会の実施

国家公務員倫理法や倫理規程について、外部講師による講習会を本局で開催し、幅広い知識の習得を図る。

国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、本局及び事務所の管理職等を対象に「公務員倫理を考える～倫理的な組織風土構築に向けて～」と題して公務員倫理保持に関する講習会を平成28年11月14日に実施し、139名が参加した。

#### (5) eラーニングの実施

コンプライアンスに関する正しい知識と理解を深めるため、職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができるeラーニングを実施する。

eラーニングを実施するにあたり、過去の設問や回答結果等を参考にして、発注事務担当者の身近で起こりうる発注者綱紀保持に関する設問を10問設定し、6月から7月の間に実施した。不正事案の発生後においては、利害関係者との間におけるルール（国家公務員倫理規程）についての設問を10問設定して全職員を対象に1月に実施した。

#### (6) ブロック会議等での講習の実施

国土交通大学校のコンプライアンス指導者養成研修を受講した職員（コンプライアンスインストラクター）により、ブロック単位等で開催される会議において、コンプライアンスの重要性についての講習を実施する。また、年月の経過とともに違法性の認識が希薄とならないよう本局で開催される各種会議において、官製談合防止、発注者綱紀保持等コンプライアンス全般に関して、適正業務管理官による講習を行い、職員への注意喚起を行う。

コンプライアンスインストラクターやコンプライアンス担当建設専門官を講師として、ブロック別で開催される事務系の課長会議や担当者会議において、コンプライアンスの重要性についての講義を実施した。

講義の前には、本局においてコンプライアンスインストラクター・建設専門官会議を開催し、講義のポイント及び進行手順等について説明を行い、意識の統一を図った。

また、その活動状況について、推進本部会議で報告を行った。

なお、平成28年12月に国土交通大学校で開催されたコンプライアンス指導者養成研修に2名の職員が受講、修了し、現在中部地方整備局内のインストラクターは、12名となった。

平成28年度 ブロック会議等での講習実績表

No.	開催日	会議名	参加者数
1	H28. 7. 6	岐阜ブロック契約事務管理官・経理課長会議	12名
2	H28. 7. 13	静岡ブロック契約事務管理官・経理課長会議	15名
3	H28. 7. 15	愛知ブロック契約事務管理官・経理課長会議	12名
4	H28. 7. 19	三重ブロック経理・契約担当者会議	27名
5	H28. 7. 20	愛知ブロック経理・契約担当者会議	30名



6	H28. 8. 2	長野ブロック経理・契約担当者会議	25名
7	H28. 8. 4	静岡ブロック経理・契約担当者会議	32名
8	H28. 9. 12	三重ブロック副所長（事務）・用地課長等会議	21名
参加者 合計			174名

### (7) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例などの情報を適宜事務所等に提供する。

発注者綱紀保持、公務員倫理、非違行為等に係る不祥事事例が発生した際、適宜「コンプライアンス情報」として本局各部・各事務所に対して発信を行い、平成28年度は2回発信した。発信に当たっては、違法性の意識が希薄にならないよう、違反行為は何か、違反法令等についても不祥事事例の概要と合わせて提供を行い、各事務所のコンプライアンス推進室長が職員へのコンプライアンス意識の啓発を行いやすいよう工夫を行った。不正事案の発生後においては、中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の審議状況を本局各部・各事務所へ情報発信した。

#### 平成28年度 コンプライアンス不祥事情報等の提供一覧

No	提供日	提供内容	啓発のポイント
1	H28. 5. 27	伊勢崎市職員による収賄(No. 43) -業者へ便宜を図った見返り(付け回し)を受けた-	・事業者との応接ルール
2	H28. 6. 30	姫路市等の職員による収賄(No. 44) -情報漏洩の見返りに利害関係者(事業者)から現金を收受-	・適切な情報管理 ・事業者との応接ルール

### (8) パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示

職員のコンプライアンス意識の保持を図るため、全職員のパソコン画面にコンプライアンスメッセージを定期的に表示する。

パソコン起動時にコンプライアンスメッセージを自動表示させることにより、必ず職員が目に触れる機会を設け、コンプライアンスに対する意識付けを行うことを目的として、5月にメッセージ表示を行った。不正事案の発生後においては、10月3日と12月5日に、局長から、職員逮捕の内容、綱紀粛正・コンプライアンス保持の徹底等について、職員に向けたメッセージを発出した。

### (9) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーションの充実

本局幹部職員の事務所視察等において、事務所等職員とのコミュニケーションの充実を図る取組を継続して実施する。また、適正業務管理官とブロック単位による事務所コンプライアンス推進室長等との会議を定期的開催し、取組状況や取組に当たっての問題点・課題等の把握や意見交換を実施する。

適正業務管理官による発注者綱紀保持に関する出前講習で事務所を訪問した際には、コンプライアンス推進室長等との意見交換において、各事務所のコンプライアンス取組状況や取組に当たって事務所が抱える問題・課題等の把握を行い、本局・事務所が一体となって取組を推進する体制の充実を図った。

不正事案の発生後においては、緊急幹部会議（局幹部、事務所長）を開催し、局長から綱紀粛正・コンプライアンス保持の徹底について訓示を行うとともに、所属職員への周知徹底を指示した。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

計画研修、出前講習、公正取引委員会による講習会及びコンプライアンスインストラクターやコンプライアンス担当建設専門官による講習を計画的に実施することで職員が何らかの講習を受けられる環境を整備し、コンプライアンス意識の向上につなげる取り組みを実施した。実施にあたっては、コンプライアンス意識の醸成がより図られるようDVDの視聴、グループ討議等により職員自らが考える事を重視して実施した。

公正取引委員会による講習会は、職員が参加しやすいよう事務所単位で実施し、参加者からは好評を得ており引き続き実施していく。

eラーニングについては、職員が自席でいつでも必要な知識の習得ができることから積極的に活用することとし、未受講者にはフォローアップを行うことでほぼ全職員の受講を達成することができた。

コンプライアンスミーティングについては、マンネリ化を防止し、職員相互間のより活発な意見交換できるよう階層別でのテーマ付与、実施方法の工夫を行い、職場内のコミュニケーション作りの場としても有効であった。

平成28年度の下半期においては、中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。

(参照：平成29年3月14日付け「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会)  
(以下、「不正事案に関する報告書」という。)

## 3. 事業者等との適切な対応

### A. 取組の実施状況

#### (1) 事業者等との応接ルールの周知徹底

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、計画研修・出前講習、コンプライアンスミーティング等で職員へ周知・徹底を図った。不正事案の発生後においては、引き続き応接ルールの徹底を図るとともに、少人数官署では複数の職員での対応が難しい場合があるため、全ての事業者へ受付名簿への記入を求めたうえで応接することにより実効性を確保するよう、平成29年度コンプライアンス推進計画で取り組むこととした。

## (2) 副所長室の相部屋化等

従前から実施してきた副所長室の相部屋化については、再発防止対策の趣旨に十分留意し、その取組を継続する。なお、予算措置の制約等から、直ちに実施することが困難な場合には、可視化を継続する。

副所長室の相部屋化については、これまでも実施してきたところであり、今後も相部屋化を推進していく。建物の構造上等の理由により副所長室間のドア撤去が不可能な4事務所については、新庁舎への建て替え時等の際に相部屋化を実施していく。なお、部屋の出入り口をオープンにすることによる可視化については、全ての事務所で実施済みである。

### B. 検証（評価）

#### 【自己評価】

近年の社会情勢の変化や諸課題に対応するため、事業者等を含む関係者との連携、協力体制が一層必要とされ、関係者との良好なコミュニケーションが求められていることから、様々な場面で国民の疑惑や不信を招かないよう、より一層コンプライアンスの推進が必要となる。組織だけでなく職員個人を守るためにも、事業者等との応接はオープンな場所で複数の職員により対応することが肝要であることから、事業者等との応接ルールについて、職員への周知・徹底を図った。

副所長室の相部屋化等については、全ての事務所で出入口をオープンにする等の可視化は実施されている。相部屋化については、予算的な制約や建物構造上の問題もあるが、今後も引き続き推進していく。

平成28年度の下半期においては、中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。

(参照：不正事案に関する報告書)

## 4. 不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理の徹底

### A. 取組の実施状況

#### (1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会と、その情報を知る者の数を限定し、これらの情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施する。

「技術審査・評価業務」を地域ブロック毎に集約し、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することで、双方の業務の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施した。本局発注工事については、情報管理の更なる徹底のため、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、積算と技術審査・評価の完全分離を図ることを平成29年度コンプライアンス推進計画で位置づけ、平成29年4月から実施することとした。

#### (2) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後に行うことで、予定価格漏洩の防止を図る取組を「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（本省通知）に基づき、一定の要件を満たす工事において引き続き実施する。

中部地方整備局の事務所において発注する一般競争総合評価落札方式（施工能力評価型）で、予定価格が6千万円以上3億円未満の一般土木工事又は予定価格5千万円以上2億円未満の港湾土木工事について、高知県内の入札談合事案に関する調査報告書の再発防止対策を踏まえ、上記入札契約手続の見直しを平成26年度より実施している。平成28年度は、507件の工事を実施した。さらに不正事案の発生を受けて再発防止策の検討を行い、全工種への適用の拡大を平成29年度コンプライアンス推進計画で位置づけ、平成29年4月以降試行することとし、本局で発注する工事においても検討を進め、準備が整った段階で試行することとした。

#### (3) 技術提案書等におけるマスキングの徹底

入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るため、業者から提出される技術資料等に記載された業者名のマスキングを徹底する

入札契約手続運営委員会等資料におけるマスキングに関しては、予定価格作成時期の後倒しや情報管理の徹底などを行ったうえで、マスキングが必要な案件に実施するよう周知を図っている。不正事案の発生後においては、当面の措置として11月にマスキングの徹底を指示した。（平成29年3月27日付通知文により改めてマスキングの徹底を図った。）

#### (4) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの秘密情報の管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報管理ルールの周知・徹底を図る取組を継続して実施する。また、秘密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等、情報管理の徹底に継続して取り組む。

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの秘密情報について、情報管理責任者や業務上取り扱う者の指定を引き続き行い、情報管理責任者の明確化と業務上取り扱う者の範囲を確定するとともに、情報の管理方法のルールについて計画研修・出前講習等で職員へ周知・徹底を図った。

また、秘密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等情報管理の徹底に継続して取り組んだ。特にアクセス制限については、監査官室と連携し、対応が不十分な一部の事務所に対しては、是正を図った。不正事案の発生後においては、11月以降当面の措置として、入契委員会における技術資料評価・加算点評価の審査時期を入札書の開札後に行うよう後倒しを実施した。また、平成29年1月以降、入契委員会の構成員について見直しを実施した。さらに、平成29年2月以降、技術提案型の工事の受注者の技術提案書の取扱いを定めて情報管理の徹底を図った。

#### B. 検証（評価）

##### 【自己評価】

不正が発生しにくい入札契約手続きについては、事務所発注の一般競争総合評価落札方式（施工能力評価型）で、予定価格が6千万円以上3億円未満の一般土木工事又は予定価格5千万円以上2億円未満の港湾土木工事で、平成26年度から本格実施している。

また、事務所（管理所）における「技術審査・評価業務」を地域ブロック毎に集約し、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を継続した。

情報管理については、発注業務に限らずパスワード管理も含めた情報の適切な管理方法を計画研修、出前講習等で職員へ周知・徹底を図った。

平成28年度の下半期においては、中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。

（参照：不正事案に関する報告書）

##### 【アドバイザー委員評価】

パスワード管理についてシステム上の対応が重要であると考える。

## 5. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

### A. 取組の実施状況

#### (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取等を行うなど、推進本部によるモニタリングを継続して実施するとともに、報告された内容を各事務所のコンプライアンス推進責任者と情報共有する。

また、コンプライアンスに関する取組についてホームページで公表し、透明性の確保を図る取組を継続して実施する。

適正業務管理官による発注者綱紀保持に関する出前講習で事務所を訪問した際には、コンプライアンス推進室長等との意見交換において、各事務所のコンプライアンス取組状況や取組に当たって事務所が抱える問題・課題等の把握を行った。不正事案の発生後においては、緊急幹部会議（局幹部、事務所長）を開催し、局長から綱紀粛正・コンプライアンス保持の徹底について訓示を行うとともに、所属職員への周知徹底を指示した。併せて、各部署において緊急職員集会を実施し、各所属毎に緊急所属会議等を実施して問題・課題等の把握を行った。

中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、前年度推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページで公表し、透明性の確保を図った。不正事案の発生後においては、二つの不正事案を受けて開催した中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の開催状況を中部地方整備局ホームページで公表し、透明性の確保を図った。

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表する等の透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施する。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所（管理所）ごとの一般土木工事（C等級）又は港湾土木工事（B等級）における各月・各年度の平均落札率や受注者別の年間受注額及び受注割合を、中部地方整備局ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施した。

#### (3) 意識調査の実施

コンプライアンス意識及び取組に関して職員へのアンケート調査を実施、取組の効果についての検証を行い、次年度の推進計画等に反映させることで、推進の取組強化を図る。

不正事案の発生後において、12月に緊急所属会議を開き、ルールの再認識及び再発防止に関して意見交換を実施した。平成29年1月から2月にかけては、全ての管理職員及び発注事務担当職員977名を対象に、日常どのようなコンプライアンス保持の認識を持ち行動しているか、現状を把握し再発防止策を検討するために、面談式で個別に聞き取りを実施した。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

応札状況の情報公開は、年間を通じた応札状況の傾向を中部地方整備局のホームページで公表することにより、職員の平均落札率などの推移に対する意識を高めるとともに、外部から閲覧されることにより入札談合の抑止効果も期待できるため、今後も継続していく。

平成28年度の下半期において中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。

（参照：不正事案に関する報告書）

## 6. 報告制度の周知・徹底

### A. 取組の実施状況

#### （1）不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、若しくは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合には、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、又は、他の職員が事業者等から不当な働きかけと思料される行為を受けたこと知ったとき、若しくは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合には、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、計画研修や出前講習で職員へ周知・徹底を図った。さらに不正事案の発生を受けて再発防止策の検討を行い、不正を見知った職員が匿名で通報できる新たなシステムの構築等について、平成29年3月28日付けで発注者綱紀保持規程を改正すると共に、平成29年度コンプライアンス推進計画で位置づけ、平成29年4月から実施することとした。

#### （2）コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底

コンプライアンスに関する外部窓口について、窓口設置の趣旨が生かされるよう、職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

中部地方整備局発注者綱紀保持規程第13条に規定する「発注者綱紀保持担当弁護士」は平成19年9月1日から発注事務に関する外部報告の窓口を委嘱してきたところであるが、平成25年4月から「公務員倫理等に関する報告についての外部窓口」も合わせて委嘱し、コンプライアンス外部報告窓口として設置していることをイントラネットに掲載するとともに、職員へ周知・徹底を図った。

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

不当な働きかけに対する報告については、イントラネット掲載や計画研修・出前講習等を通じて職員へ周知・徹底を図ってきた。引き続き周知・徹底を図っていく。コンプライアンス外部報告窓口については、窓口が設置されていること、氏名等を伏せて報告ができることや、報告を行ったことによって不利益は生じないこと等を計画研修等で説明を行ってきた。外部報告窓口設置の趣旨が活かされるよう、職員へ周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

平成28年度の下半期において中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。

（参照：不正事案に関する報告書）

## 7. 再発防止対策の周知

事業者団体との意見交換等の機会を通じて、再発防止対策の趣旨、内容及び中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組について周知し、理解を求める取組を継続して実施する。

### A. 取組の実施状況

中部地方整備局の取組をホームページで公表し、事業者に対して理解を求める取組を継続して実施している。また、事業者団体との意見交換会など様々な機会を通じ、再発防止対策の趣旨や内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組について、本局及び各事務所の幹部職員が説明・周知する取組を実施し、理解を求めた。

その他の取組として、庁舎受付や執務室入口等に入室ルールを掲示し、来訪者に対して協力依頼を行う取組を継続して実施している。

併せて、不正事案の発生を受け、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来所者へも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員や来庁者の目の付く箇所へ掲示する取り組みを3月中旬より実施した。さらに平成29年3月29日に、各建設業団体との意見交換会を実施して、事業者のコンプライアンス体制確立の要請を行った。

平成28年度 事業者団体への説明状況

#### 【実施状況】25回

##### 1. 対象団体

- ①工 事 関 係：各県建設業協会、（一社）日本埋立浚渫協会 等
- ②コンサルタント関係：（一社）建設コンサルタント協会 等

##### 2. 実施状況

定期総会、意見交換会等で説明



## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

事業者団体の定期総会や意見交換会等の様々な機会を通じて、本局幹部職員や事務所長等から再発防止対策の内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組を事業者団体へ説明・周知を図った。引き続き説明・周知を行い再発防止対策の実行性を高めていく。

平成28年度の下半期においては、中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。

（参照：不正事案に関する報告書）

## 8. 監査機能の充実

事務所におけるコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況を重点監査事項に位置づけ、内部監査を実施する。

監査結果については、内容を十分精査のうえ、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

### A. 取組の実施状況

平成28年度監査計画に基づき、平成28年12月までに14事務所を対象に、平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンス推進室の活動状況、コンプライアンスミーティングなどの取組状況及び入札手続きにおける情報管理を徹底するための情報管理責任者・業務上取り扱う者の指定及び指定簿の整備状況、アクセス制限フォルダの作成及びパスワード設定状況等について内部監査を実施した。

また、コンプライアンスに関する事務所幹部職員（所長、副所長）へのヒアリングも実施した。なお、不正事案の発生を受け、不正事案発生の要因と関連がある監査項目に焦点を当て、「情報管理の徹底」等の項目を重点的に監査を実施した。

### B. 検証（評価）

#### 【自己評価】

年度当初に策定した監査計画に基づいて、14事務所におけるコンプライアンス推進計画の取組状況や入札契約手続運営委員会の開催状況、情報管理の徹底に係る取組等について内部監査を実施し、効果的・効率的かつ自律的な取組等や適正な業務執行が行われているかについて確認した。

また、監査対象事務所の幹部職員へのヒアリングでは、幹部職員のコンプライアンスに関する認識は高く、部下職員へのコンプライアンスの徹底に真摯に取り組んでいる姿勢が確認できた。

平成28年度の下半期においては、中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。

（参照：不正事案に関する報告書）

## 9. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導や関係機関との対外的な調整等を行う。また、各ブロック（長野を除く）に置く建設専門官は、事務所毎、又はブロック単位で行うコンプライアンスの啓発・指導等にあたる。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー一委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組む。

### A. 取組の実施状況

中部地方整備局では、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、また、年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成24年11月16日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー一委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進するために、平成24年11月20日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。

推進本部は、以下のとおり推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。

併せて、中部地方整備局で発生した二つの不正事案の発生を受け、緊急的な対応として10月に中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会を設置した。

### 平成28年度 コンプライアンス推進本部会議

開催日	会議名	議事内容
H28. 4. 19	第43回 推進本部会議	活動状況報告(3月~4月)及び今後の取組計画について
H28. 5. 23	第44回 推進本部会議	活動状況報告(4月~5月)及び今後の取組計画について
H28. 6. 28	第45回 推進本部会議	活動状況報告(5月~6月)及び今後の取組計画について
H28. 7. 20	第46回 推進本部会議	活動状況報告(6月~7月)及び今後の取組計画について
H28. 8. 23	第47回 推進本部会議	活動状況報告(7月~8月)及び今後の取組計画について
H28. 10. 11	第1回 検討委員会	第一事案の概要を踏まえた当面の課題の審議
H28. 10. 31	第2回 検討委員会	第一事案を踏まえた当面の取り組みの審議
H28. 11. 15	第3回 検討委員会	緊急点検結果を踏まえた審議

H29. 1. 27	第 4 回 検討委員会	再発防止策の検討方向性の審議
H29. 3. 9	第 5 回 検討委員会	再発防止策等の審議
H29. 3. 28	第 48 回 推進本部会議	平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について
		事業者等と共に飲食をした場合の届出に関する訓令の制定（案）
		中部地方整備局発注者綱紀保持規程の改訂（案）

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会は 5 回開催された。

委員長：塚原 浩一 中部地方整備局長  
 委員：渥美 雅康 弁護士（敬称略）  
 委員：後藤 澄江 日本福祉大学大学院教授（敬称略）  
 //：熊田 均 弁護士（敬称略）  
 //：守屋 正平 副局長  
 //：石塚 孝 副局長  
 //：柘植 紳二郎 総務部長  
 //：岡村 次郎 企画部長  
 //：横山 克人 建政部長  
 //：児玉 好史 河川部長  
 //：河南 正幸 道路部長  
 //：中崎 剛 港湾空港部長  
 //：小山 貢美雄 営繕部長  
 //：伊藤 功 用地部長

中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会（以下「委員会」という。）は、1 回開催された。

委員長：熊田 均 弁護士  
 委員長代理：和田 肇 名古屋大学大学院 教授  
 委員：井上 純 中日新聞社 論説委員  
 //：上田 圭祐 公認会計士  
 //：柴田 義朗 弁護士（平成 28 年度末現在、委員は五十音順、敬称略）

○第 7 回委員会（H29. 3. 16 13:30～15:30）

出席委員：熊田委員長、和田委員長代理、井上委員、上田委員

議事：中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書について  
 平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

## B. 検証（評価）

### 【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を開催し、本部長から各事務所に対しコンプライアンスの推進について指示を行い、内部統制の充実を図ることができた。

各事務所のコンプライアンス推進室は、コンプライアンスミーティングのテーマ決定や事務所独自の取組等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するうえで機能した。

適正業務管理官は、本局各部・各事務所のコンプライアンスミーティング担当者を指導するとともに、公正取引委員会や他の地方整備局の適正業務管理官とも意見交換を行い、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たした。

平成28年度の下半期においては、中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、不正事案再発防止検討委員会を設置して、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討等を優先して取組を進めた。（参照：不正事案に関する報告書）

### 【アドバイザー委員評価】

全般として、「慣れ」が生じないようにすることが重要である。

## まとめ

平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成25年3月14日付けの「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」で取りまとめられた再発防止対策を踏まえて、平成28年3月24日付けで策定したものである。

平成25年度から実施しているコンプライアンス推進の取組は、法令遵守に対する職員のコンプライアンス意識の向上に寄与していることから、平成28年度推進計画では、その意識を高いレベルで維持することを重点とし、「コンプライアンス意識の醸成に関する取組」「事業者等との適切な対応」を中心に、「不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理の徹底」「推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証」等を定めた。

実施にあたっては、外部講師による官製談合防止の講習会、コンプライアンスミーティングでの職場の実態に即したテーマの提供及び階層別グループ討議、違法性が希薄にならないよう不祥事事例を活用した取組等を行い、コンプライアンス意識の醸成、堅持を図り、本推進計画に記載した取組を実施してきた。

しかし、平成28年9月30日、中部地方整備局三重河川国道事務所の課長が、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害する行為を行った見返りに、代金合計30数万円相当の飲食接待の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。また、12月3日には、北勢国道事務所の副所長が、本局道路部在籍中の平成23年から平成24年にかけて、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害すべき行為を行った見返りに、商品券100万円相当の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。

このように相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に強い危機感を持ち、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察し、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策の検討を進めた。平成29年3月14日に「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」のなかで不正事案再発防止策が示され、外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザー委員会からの提言等を踏まえて、平成29年3月29日の推進本部会議において平成29年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定した。

平成29年度においても、中部地方整備局は新たな推進計画の下、組織一丸となって引き続きコンプライアンスを徹底し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果すべく取組を強力に推し進めていくこととする。

#### 【アドバイザー委員評価】

中部地方整備局で発生した二つの不正事案を受け、緊急的な対応として当面の対策を実施したうえ、発生要因の考察及び再発防止に向けた検討を優先したことによって、取組がより強化されたことは評価できる。